

令和6年7月22日

## 文化資源を活用した文化観光の推進による 地方創生に関する懇談会（第1回）の開催について

標記会議を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

- 1 開催日時 令和6年7月24日（水）16：00～17：00
- 2 開催場所 文化庁京都庁舎 本館1階会議室 ※オンライン併用による開催
- 3 議事
  1. 懇談会の設置趣旨・背景について
  2. 意見交換
- 4 傍聴・取材について
  - ・冒頭挨拶までを公開します。傍聴を希望される方は、7月23日（火）12時までに[傍聴登録フォーム](#)から登録をお願いします。
  - ・当日は、文化庁京都庁舎 本館1階会議室でも、zoomによるオンライン配信でも傍聴可能です。傍聴登録フォームから希望の傍聴方法を回答ください。
  - ・受付期間を過ぎた場合、登録できませんのでご注意ください。  
事前の傍聴登録のない場合は、傍聴をお断りしております。
  - ・事前に傍聴登録された方に対しては、当日の集合場所または接続先 URL 等を23日（火）中にメールでご連絡いたします。
  - ・後日、会議資料及び議事要旨を文化庁のホームページにおいて公表します。



<担当>  
文化資源活用課  
専門官：横田 悠人（内線 9652）  
係長：門脇 茉海（内線 9662）  
電話：075-451-4111（代表）  
075-451-9662（直通）

## 文化資源を活用した文化観光の推進による地方創生に関する懇談会設置要項

令和6年7月11日

文化庁審議官決定

### 1. 趣旨

文化庁京都移転を契機として、地域の宝である文化資源について、官民連携で持続可能な活用を推進することは、地域文化の振興のみならず、地域活性化・豊かなまちづくりに向けた観光振興においても非常に重要である。文化資源を活用した望ましい文化観光のあり方、そのために必要な方策等について検討を進めるため、文化庁に「文化資源を活用した文化観光の推進による地方創生に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) 文化資源を活用した文化観光の推進による地方創生に関すること
- (2) その他

### 3. 開催方法

- (1) 懇談会は、別紙に掲げる委員で組織する。
- (2) 懇談会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 懇談会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めるものとする。

### 4. 設置期間

設置期間は、令和7年3月31日までとする。

### 5. その他

懇談会の庶務は、関係各課室の協力を得て、文化庁文化資源活用課において処理する。

文化資源を活用した文化観光の推進による地方創生に関する懇談会の開催にあたり、下記のとおり委員を定める。

石山 千代	國學院大學観光まちづくり学部 准教授
今出 瑞穂	福井県教育庁生涯学習・文化財課 主査（文化財調査員）
柿沼 宏明	Clutch.55 株式会社 代表取締役
小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科 文化資源学研究専攻 教授
齋藤 貴弘	Field-R 法律事務所 弁護士
堀江 卓矢	公益社団法人京都市観光協会 マーケティング専門官
山本 陽平	株式会社あっぱれ 代表取締役

（順不同）